

農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農林水産業振興施策の充実について

- (1) 農業生産基盤整備等を計画的に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の所要額を確保すること。
- (2) 農地の集積・集約を一層推進するため、農地中間管理機構関連農地整備事業について、確実に予算を確保すること。
- (3) 中山間地域直接支払交付制度について、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、広域協定で実施する場合の生産性向上加算の算定基準を見直すとともに、多様な実態に応じて支援内容を自治体が設定できる新たな加算措置を設けること。
- (4) 水田活用の直接支払交付金について、速やかに法制化したうえで、支援水準の維持・拡大に必要な予算を確保すること。
また、令和4年度からの制度見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、生産現場の課題を十分に踏まえ、実態に即した適切な対応を行うこと。
- (5) やむを得ず農用区域内において開発を行う場合や農業用排水施設の長寿命化のための補修・更新をする場合等、地域の実情に応じて農振除外に係る要件を弾力的に適用するとともに、農業振興地域の変更の権限を都市自治体に移譲すること。
- (6) 激甚化する豪雨から水田の再度災害防止につながる排水路全線での改良復旧事業については、農業用施設災害関連事業の採択基準を緩和すること。
- (7) 農業の更なる競争力強化のため、用排水機能の維持経費等への支援など、多大なエネルギーを要する低平地農業地域に対する財政支援制度を創設すること。
- (8) 鳥インフルエンザの発生に伴い、発生農場に資材等を供給する業者や売り先となる加工業者等の関連事業者に生じた損失に対しても必要な支援策を講じること。
- (9) 農業経営基盤強化促進法による地域計画の策定に当たっては、期限内に国が想定する水準が満たされた内容の計画を策定することができるよう、地域計画策定推進緊急対策事業費補助金について、補助対象を拡充すること。
- (10) 中国向けの米の輸出量を拡大するため、日本海側に中国向けの米の輸出指定登録施設を設置するとともに、米加工品をはじめとする食品の輸入規制撤廃を働きかけること。
- (11) 米の需給調整の取組を推進できるよう、国内外に向けた消費喚起策や新規需要創出など、米価下落への対策を講じること。

- (12) 果樹産地としての持続性を確保するため、直轄河川区域での農産物栽培に必要な占用許可の権利を新規参入者や第三者への移譲を認めるよう、運用の見直し等を行うこと。
- (13) 肥料、飼料や燃料等の農業生産資材費の高騰に対し、農業生産等が維持できるよう、価格高騰対策を継続・拡充すること。
- (14) 鳥獣被害の広域化・深刻化に対応するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について、電気柵設置に係る補助要綱を改正すること。
- (15) 有害鳥獣による農業用施設の破損等が激増し、農業経営に甚大な被害をもたらしているため、被害を受けた農業施設復旧に係る財政支援を拡充すること。
- (16) 中山間地域での営農継続に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情を踏まえた採択要件に見直すこと。
また、個体数管理を強化するため、有害鳥獣の捕獲に従事する専門職員等の人件費に対して財政支援を講じること。
- (17) 森林環境譲与税について、人口減少に影響されず、永続的に森林整備を推進するため、より私有人工林面積に応じた配分となるよう、譲与基準を見直すこと。
- (18) 国産材利用を推進するため、CLT（直交集成板）の普及に係る支援措置を講じること。
- (19) 継続的に松くい虫の防除事業を実施するため、必要な予算を確保するとともに、費用対効果の高い新たな防除対策の研究を推進すること。

2 エネルギー政策の推進について

- (1) 原子力災害対策重点区域内の全地域を電源立地地域開発交付金及び、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付対象とすること。
- (2) 公共施設への太陽光発電設備の設置については、活用しやすい制度の創設や、地域の実態に沿った財政措置の拡充など、公共施設における太陽光発電の導入が推進されるよう、支援制度を拡充すること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向け、官民一体となって主体的に取り組むことができるよう、国庫補助制度による財政支援を強化するとともに、ゼロカーボンシティの取組について、十分な地方財政措置を講じること。
- (4) 脱炭素社会の実現に向け、自治体が人口や経済活動などの地域特性を踏まえながら独自性や先進性の高い取組みを継続して実施できるよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、中長期的な運用及び予算規模の拡充を図ること。

3 地域経済の活性化について

- (1) 新たな地域経済の担い手を創出するため、未来を見据えた新しいビジネスに挑戦する起業家を後押しするための補助制度を創設すること。
- (2) 商店街のアーケード等の共同施設を今後も適切な形で維持管理できるよう、商店街団体が活用しやすい支援策や地域特性を十分考慮した支援制度を創設すること。

- (3) 長期化したコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響に対応し、引き続き、地域経済の回復を図り、地域の実情に応じた実効性のある対策を講じることができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続、又は代替的な財政措置の創設など、大胆かつ強力な対策を講じること。

また、物価高騰の影響により経営環境が厳しい事業者への経済対策の継続や中小企業における適正な価格転嫁に関する取組を強化し、地方自治体独自の経済対策への財政支援を行うとともに、電気・ガス価格高騰の激変緩和措置について、2023年10月以降もその効果や価格状況に応じた支援を実施すること。